

「工事費内訳書取扱要領」新旧対照表

改正後

改正前

第1～第4② (略)

第1～第4② (略)

③ 総合評価落札方式対象工事の簡易型の場合、①及び②に加え、「施工計画」に対応するものの金額を「技術提案実施に必要な経費」として記載すること。また、「技術提案実施に必要な経費」は、1式計上とすることができるものとし、①の合計額と「技術提案実施に必要な経費」の合計額を入札額と同額とすること。

③ 総合評価落札方式対象工事の場合、①及び②に加え、簡易型の場合は「簡易な施工計画」に対応するものの金額、標準型の場合は「施工計画」及び「技術提案」に対応するものの金額を「技術提案実施に必要な経費」として記載すること。ただし、標準型の場合で標準案による施工の場合は除く。また、「技術提案実施に必要な経費」は、1式計上とすることができるものとし、①の合計額と「技術提案実施に必要な経費」の合計額を入札額と同額とすること。

④ 総合評価落札方式対象工事の標準型の場合、①及び②に加え、①に掲げる項目のうち、「金額」欄の右に「技術提案実施に必要な経費」及び「合計」欄を設け、「技術提案実施に必要な経費」欄には採用された「施工計画」及び「技術提案」の実施に必要な経費を、及び「合計」欄には「金額」と「技術提案実施に必要な経費」の合計額を記載すること。ただし、標準案による施工の場合を除く。なお、工事費内訳書の最下段に「合計」欄を設け、①の合計額、「技術提案実施に必要な経費」の合計額及び①と「技術提案実施に必要な経費」の合計額を記載し、①と「技術提案実施に必要な経費」の合計額は入札額と同額とすること。また、①中「(押印は、電子入札システムにより提出する場合を除く。)」とあるのは、この項には適用しない。

第5～第6① (注5) c (略)

第5～第6①c (略)

「工事費内訳書取扱要領」新旧対照表

改正後	改正前
d. 総合評価落札方式対象工事の場合で、簡易型の場合は「施工計画」に対応するものの金額、標準型の場合は「施工計画」及び「技術提案」に対応するものの金額を「技術提案実施に必要な経費」として計上していない場合は、入札を無効とする。ただし、標準型の場合で、標準案による施工の場合は除く。 e. 総合評価落札方式対象工事の<u>簡易型</u>の場合で、数量総括表に掲げる費目に対応するものの合計金額（営繕工事にあつては、数量書に掲げる工事種目に対応する合計金額）と「技術提案実施に必要な経費」の合計金額が<u>入札金額と一致していない場合は、入札を無効とする。</u> f. <u>総合評価落札方式対象工事の標準型の場合で、数量総括表に掲げる費目（営繕工事にあつては、数量書に掲げる工事種目）に対応するものの合計金額（「技術提案実施に必要な経費」を含む。）と入札金額が一致していない場合は、入札を無効とする。</u> (例 a) 及び (例 b) 略 (例 e) <u>総合評価落札方式 簡易型の場合</u> (例 f) <u>総合評価落札方式 標準型の場合</u>	d. 総合評価落札方式対象工事の場合で、簡易型の場合は「<u>簡易な施工計画</u>」に対応するものの金額、標準型の場合は「施工計画」及び「技術提案」に対応するものの金額を「技術提案実施に必要な経費」として計上していない場合は、入札を無効とする。ただし、標準型の場合で、標準案による施工の場合は除く。 e. 総合評価落札方式対象工事の場合で、数量総括表に掲げる費目に対応するものの合計金額（営繕工事にあつては、数量書に掲げる工事種目に対応する合計金額）と「技術提案実施に必要な経費」の合計金額と<u>入札金額が一致していない場合は、入札を無効とする。</u> (例 a) 及び (例 b) 略
第6②～第10 (1) ② (略) ③ 総合評価落札方式対象工事の<u>簡易型</u>の場合、①及び②に加え、「施工計画」に対応するものの金額を「技術提案実施に必要な経費」として記載すること。また、「技術提案実施に必要な経費」は、1式計上とすることができるものとし、①の合計額と「技術提案実施に必要な経費」の合計額を入札額と同額とすること。	第6① (例 a) ～第10 (1) ② (略) ③ 総合評価落札方式対象工事の場合、①及び②に加え、<u>簡易型の場合は「簡易な施工計画」に対応するものの金額、標準型の場合は「施工計画」及び「技術提案」に対応するものの金額を「技術提案実施に必要な経費」として記載すること。ただし、標準型の場合で標準案による施工の場合は除</u>

「工事費内訳書取扱要領」新旧対照表

改正後

改正前

く。また、「技術提案実施に必要な経費」は、1式計上とすることができ
るものとし、①の合計額と「技術提案実施に必要な経費」の合計額を入
れ額と同額とすること。

④ 総合評価落札方式対象工事の標準型の場合、①及び②に加え、①に掲げ
る項目のうち、「金額」欄の右に「技術提案実施に必要な経費」及び「合
計」欄を設け、「技術提案実施に必要な経費」欄には採用された「施工計
画」及び「技術提案」の実施に必要な経費を、及び「合計」欄には「金額」
と「技術提案実施に必要な経費」の合計額を記載すること。ただし、標準
案による施工の場合を除く。なお、工事費内訳書の最下段に「合計」欄を
設け、①の合計額、「技術提案実施に必要な経費」の合計額及び①と「技
術提案実施に必要な経費」の合計額を記載し、①と「技術提案実施に必要
な経費」の合計額は入れ額と同額とすること。また、①中「(押印は、電
子入札システムにより提出する場合を除く。)」とあるのは、この項には適
用しない。

⑤～⑨ (略)

④～⑧ (略)

第11～第12 略

第11～第12 略

※ 改正

平成 22 年 9 月 1 日以降に開札する工事に適用する。(平成 22 年 8 月

11 日 22 建企第 271 号)

(1) 第 4 ③を「③簡易型」と「④標準型」に分け、③中「簡易な施工
計画」を「施工計画」とした。

「工事費内訳書取扱要領」新旧対照表

改正後	改正前
(2) 第6①(注5) eを「e. 簡易型」と「f. 標準型」に分け、(例 e) 及び(例 f) を追加した。 (3) 第10(1) ③を「③簡易型」と「④標準型」に分け、③中「簡易な施工計画」を「施工計画」とし、④から⑧をそれぞれ1ずつ繰り下げ⑤から⑨とした。	